

現職裁判官と「裁判官の独立」を考える

2024年

11月30日 土

13:30～16:00

開場 13:00

講師 津地方裁判所部総括 竹内 浩史 裁判官
岡山弁護士会 金馬 健二 弁護士

- ①竹内裁判官講演 「「裁判官の良心」を取り戻す闘い」(仮題)
- ②パネルディスカッション (竹内裁判官、金馬弁護士)
- ③質疑応答

津地方裁判所の竹内浩史裁判官は、1987年に弁護士になって公害事件、労働事件、市民オンブズマンの事件などで原告代理人として活躍し、2003年に裁判官になりました。

裁判官は2～3年ごとに転勤するのが一般で、竹内さんも2021年に名古屋高等裁判所から三重県の津地方裁判所に転勤しました。この転勤によって竹内さんの報酬は3年間で約240万円の減額になりました。

憲法第76条3項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法および法律にのみ拘束される。」と規定しています。

最高裁判所が転勤を理由に報酬を大きく増減することができると、裁判官は人事権をもつ最高裁判所の顔色を見て、国や最高裁に忖度して職務を行うようになりかねません。そうなれば、裁判官の良心、司法の独立は守られず、国民の権利や人権も保障されません。

現職裁判官でありながら勇気をもって国を訴えた竹内裁判官と裁判官の独立、司法のあるべき姿について考えてみましょう。

岡山弁護士会館 2階大会議室
(岡山市北区南方1-8-29)& YouTube
岡山弁護士会チャンネル

竹内 浩史氏 (たけうち・ひろし)

1962年愛知県に生まれ、1984年司法試験に合格して1987年4月名古屋弁護士会に登録する。労働事件やオンブズマン活動を担当。

2003年裁判官任官し東京地方裁判所などを経て現在、津地方裁判所部総括。著書に「「裁判官の良心」とは何か」。

金馬 健二氏 (こんま・けんじ)

1948年岡山県に生まれ、1972年司法試験に合格し、1975年4月宇都宮地方裁判所判事補任官。姫路、名古屋、大阪、広島などの地裁、家裁、高裁で勤務。岡山地裁部総括、福山支部長、高松高裁部総括を経て定年退官。

2013年11月から岡山弁護士会に登録し弁護士として活動中。



岡山弁護士会

検索

主催/岡山弁護士会 共催/日本弁護士連合会(予定)、中国地方弁護士会連合会(予定)
お問合せ/岡山弁護士会 岡山市北区南方1-8-29 | TEL086-223-4401 | URL <https://www.okaben.or.jp/>